

工事担任者の養成課程の実施要目を定める件新旧対照表

○昭和六十年郵政省告示第二百二十五号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第五号の規定に基づき、養成課程の実施要目を次のように定める。</p> <p>一 面接等授業の場合</p> <p>1 5 (略)</p> <p>二 メディアを利用して行う授業の場合</p> <p>1 5 (略)</p>	<p>工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第五号の規定に基づき、養成課程の実施要目を次のように定める。</p> <p>一 面接授業の場合</p> <p>1 5 (略)</p> <p>二 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合</p> <p>1 5 (略)</p>